

西東京市告示第127号

市道の区域決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように市道の区域の決定をしたので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供する。

令和8年7月31日

西東京市長 池 澤 隆 史

- 1 路線名並びに区域決定の区間
別紙のとおり
- 2 区域決定の概要
別図のとおり
- 3 区域決定の期日
令和8年7月31日
- 4 関係図面を縦覧する場所並びに期間及び時間
 - (1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
 - (2) 期間 令和8年7月31日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

別紙
区域決定調書

No.	路線名	区域決定の区間	敷地の幅員及び延長	
			幅員（m）	延長（m）
1	市道 124 号線	起点 南町五丁目555番 2 地先	16. 00～16. 06	874. 21
		終点 向台町三丁目968番12地先		

案内図（区域決定）

